

## 議案第12号

### 特別職の職員の給与に関する条例及び特別職の職員の旅費等に関する条例の一部改正について

次のとおり特別職の職員の給与に関する条例及び特別職の職員の旅費等に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成17年11月28日

鳥取県知事 片 山 善 博

特別職の職員の給与に関する条例及び特別職の職員の旅費等に関する条例の一部を改正する条例

（特別職の職員の給与に関する条例の一部改正）

第1条 特別職の職員の給与に関する条例（昭和27年鳥取県条例第57号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改 正 後				改 正 前	
別表（第1条、第2条、第3条、第4条関係）				別表（第1条、第2条、第3条、第4条関係）	
区 分		報酬又は給料の額		区 分	報酬又は給料の額
略				略	
附属機関（ <u>鳥取県人権侵害 救済推進委員会及び鳥取県 男女共同参画推進員を除く。</u> ） の委員その他の構成員		1日につき 10,200円以内		附属機関（鳥取県男女共同 参画推進員を除く。）の委 員その他の構成員	1日につき 10,200円以内
鳥取県人権侵害救 済推進委員会の委 員	委員長	月額 219,000円	ただし、鳥取県人権 侵害救済推進及び手 続に関する条例（平 成17年鳥取県条例第 94号）第16条第1項 若しくは第18条第1 項から第3項までに 規定する相談若しく は調査を行い、又は 同条例第21条各号に 掲げる措置を講じる ことを鳥取県人権侵		
	委員	月額 180,000円			

		害救済推進委員会から命ぜられた者にあつては、当該月額に当該相談若しくは調査を行い、又は当該措置を講じた日1日につき10,200円を加算した額		
略			略	

(特別職の職員の旅費等に関する条例の一部改正)

第2条 特別職の職員の旅費等に関する条例（昭和27年鳥取県条例第41号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改正後	改正前
別表（第1条、第2条、第4条関係）	別表（第1条、第2条、第4条関係）

区 分	鉄道賃	船賃	日 当 (1日に つき)	宿泊料 (1夜に つき)		食卓料 (1夜に つき)
				甲地方	乙地方	
略						
略	略					
病院事業 の管理者						
鳥取県人 権侵害救 済推進委 員会の委 員						
略	略					
附属機関 (鳥取県 人権侵害 救済推進 委員会を 除く。) の委員そ の他の構 成員						

区 分	鉄道賃	船賃	日 当 (1日に つき)	宿泊料 (1夜に つき)		食卓料 (1夜に つき)
				甲地方	乙地方	
略						
略	略					
病院事業 の管理者						
略						
略	略					
附属機関 の委員そ の他の構 成員						

略

備考 略

略

備考 略

### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(鳥取県知事等及び職員の給与の特例に関する条例の一部改正)

2 鳥取県知事等及び職員の給与の特例に関する条例（平成17年鳥取県条例第44号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
(委員会の委員等の報酬の額の特例) 第5条 特例期間における特別職給与条例別表の左欄に掲げる者 (議会の議員、知事等、常勤の監査委員、専門委員、附属機関 (鳥取県人権侵害救済推進委員会及び鳥取県男女共同参画推進 員を除く。))の委員その他の構成員、選挙長、選挙分会長及び	(委員会の委員等の報酬の額の特例) 第5条 特例期間における特別職給与条例別表の左欄に掲げる者 (議会の議員、知事等、常勤の監査委員、専門委員、附属機関 (鳥取県男女共同参画推進員を除く。))の委員その他の構成員、 選挙長、選挙分会長及び選挙立会人並びに審査分会長及び審査

選挙立会人並びに審査分会長及び審査分会立会人を除く。)の報酬の額は、特別職給与条例第4条第1項の規定にかかわらず、同表の右欄に定める額から当該額に100分の5を乗じて得た額を減じた額とする。

分会立会人を除く。)の報酬の額は、特別職給与条例第4条第1項の規定にかかわらず、同表の右欄に定める額から当該額に100分の5を乗じて得た額を減じた額とする。